

その他の化学工業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10~11	工場1階、アルミ2号機にてフィルムの交換作業中に、フィルムが落ちそうになり落下するのを防ごうとしたところ、誤って左手薬指（第4関節）を機械と板に挟み負傷し、腫れてしまった。	25~99	50
2	11~12	当会社支店の工場に於いて、ビニール製の手帳カバーに箔押機（鉄製の熱盤に版をつけ金箔銀箔等にて印刷する機械）を作業中に誤って熱盤と受け台との間に指を挟み、左手の中指と薬指を負傷、骨折した。	36~29	10
3	16~17	当社工場でプラスチック板を機械で加工中、板が想定外の割れ方をし、機械の刃に右手中指・薬指が触れ、第一関節を切断した。	65~29	10
3	11~12	ピンテンター式設備のピンを清掃するため、ワイヤーリングブラシの交換作業をテンターチェーンが駆動している状態で行っていた。その際に手がピンに触れ、そのままブラシとピンの間に手を挟まれ、左手甲にピンシートの針が刺さってしまった。	32~99	50
6	14~15	工場棟3階包装エリアにおいて、第4包装機に新たに設置した機器の調整を、機器全体を停止した状態で行っていたが、連結機器を再稼働する際の合図に気づかず、調整していた機器の回転部に右手小指が巻き込まれ、負傷した。	35~299	100
6	10~11	製袋機に内剤原料を補充作業のため、原料投入台に上がった。原料補充後、投入台より下りる際にバランスを崩して落下し、転倒した。転倒の際、右手を床面で強打し、骨折に至った。	48~299	100
		工場Dライン耳折機にてトリムカッター部のエア噴出位置を変更しようとしたと		100

7	15~16	ころ誤って稼働中のトリムカッターに指を入れ右手中指と薬指の先端部を切断。	34	~ 299
7	16~ 17	石鹼製造ラインにある製箱機の部品交換をするために、ネジを締めようとしたが、締めにくい状態だったので、手を入れたまま寸動で機械を少し動かそうとした。その際に、寸動の操作ではなく起動の操作をしたために、製箱機の中の駆動部で手を挟んだ。	18	~ 299
7	13~ 14	工場内で、ボトルにシュリンクフィルムをかける作業をしているとき、シュリンクフィルムにミシン目を入れる機械の工程があり、ミシン目が上手くつかなかったため、電源を落とさずに機械の中へ指を入れた。右手人差指指先をシュリンクフィルムを押さえるために上下運動している板部分に挟まれた。	24	~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html